

令和5年第4回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和5年4月28日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和5年4月28日(金)

午後4時

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会
2. 議 長 選 出
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事
 - 1) 報告第 16 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 2) 報告第 17 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
 - 3) 報告第 18 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
 - 4) 報告第 19 号 農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について
 - 5) 報告第 20 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
 - 6) 議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 7) 議案第 21 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8) 議案第 22 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
 - 9) 議案第 23 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
 - 10) 議案第 24 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
 - 11) 議案第 25 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 - 12) 議案第 26 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見について
5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和5年4月28日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和5年4月28日(金) 午後4時00分			
	閉 会	令和5年4月28日(金) 午後5時00分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	欠	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	中島 隆			
	事務局次長	笠原 正幸			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
	主任	田沼 清良			
参 与	産業振興部長	三浦 聖樹			
	産業振興部次長兼農業振興課長	前野 武一			
	農業振興課長補佐	橋本 恵一			
	農業振興課 農業政策係長	秋山 康晴			
	農業振興課 主任	高山 直裕			
	農業振興課 主任	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
議	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から令和5年第4回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の出欠席委員のご報告をいたします。</p> <p>議席番号6番大澤委員、21番塚原委員が欠席でございます。</p> <p>従いまして、委員24名中22名の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、16名全員の出席となっておりますことを合わせてご報告申し上げます。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。</p> <p>まずは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号24番石川委員、議席番号1番木口委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
進	報告事項について	議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」までを一括して事務局の報告を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは、事務局より報告させていただきます。</p> <p>【報告第16号～報告第20号についてそれぞれ概要を説明】</p>
		事務局	<p>報告案件につきましては、以上となります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
行	報告事項について	議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>本件は専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。</p>
		議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>本件は専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。</p>
状	議案第20号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案書の14ページ、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>まずは農業振興課の説明がございます。</p>
		農業振興課	<p>はい。それでは農業振興課より説明させていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画」につきましては、関連する法律の改正がございましたので、ご説明させていただきます。</p> <p>「農業経営基盤強化促進法」、こちらは基盤法と言われているものです。また、農地中間管理事業の推進に関する法律、こちらは農地中間管理機構の機構をとって機構法と呼ばれているものですが、こちらの改正がありまして、令和5年4月1日に施行されました。この改正によりまして、基盤法に基づく「農用地利用集積計画」に</p>
況			

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進 行 状 況			つきましては、この後の議案第25号「農用地利用配分計画」と合わせて、機構法に基づく新しい「農用地利用集積等促進計画」というものに統合、一本化されることになりました。今回の議案第20号の表紙のところに文言、文章があるかと思うのですが、そこの2行目に経過措置という言葉があるかと思います。こちらには、経過措置というものが設けられております。この経過措置の期間は、改正から2年間、あるいは、先ほど会長からお話がありました地域計画を定めるまでということになっておりまして、それまでは引き続き「農用地利用集積計画」につきまして、農業委員会の皆様の審議による決定による、利用権の設定が可能とされております。従いまして、委員の皆様には、今回の議案第20号を含めまして今後2年間程度は、「農用地利用集積計画」の決定に関しまして、ご審議をいただくことになるかと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 説明は以上となります。
		議 長	次に、事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書14ページ議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。 【議案第20号について概要を説明】
		事務局	「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
		議 長	はい。それでは、本議案について審議を行います。この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
		議 長	次に、議案書の32ページ、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書32ページ、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。 【議案第21号について概要を説明】
		事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	はい。続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。農業委員の坂本委員、お願いします。		

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		坂本委員	はい。4月12日に、私と宇野委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号1番、3番の譲受人の経営地では、耕作・管理がおこなわれておりました。また、申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
		議 長	はい。坂本委員、ありがとうございました。 続きまして、農業委員の荻野委員、お願いします。
		荻野委員	はい。ご報告いたします。 4月12日に、私と飯島委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号2番の譲受人の経営地では、耕作・管理がおこなわれておりました。また、申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
		議 長	はい。荻野委員、ありがとうございました。 それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
		議 長	次に、議案書の33ページ、議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。事務局よりご説明させていただきます。議案書33ページ及び別添の総会議案資料の4ページを合わせてご確認ください。 議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。 【議案第22号について概要を説明】
		事務局	「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明は以上3件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議 長	はい。それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)

	会 議 件 名	て ん 末		
会		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)	
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。	
議	議案第23号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書の34ページ、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。	
進		事務局	はい。引き続き事務局よりご説明申し上げます。 議案書34ページをご覧ください。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。	
			【議案第23号について概要を説明】	
		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。	
		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。	
		吉田委員	はい。	
		議 長	はい。吉田委員。	
		吉田委員	整理番号3番、高畑南344番2ですが、ここを昨年の2月に我々農業委員で確認しています。この申請については営農型太陽光発電ということで認めているんですね。	
		事務局	はい。	
		吉田委員	営農型とは言っているものの、ワラビを作るという話でしたが、砂利があって全然ワラビを作れる状態にないということと、東側と南側に樫ぐねがあるんですね。この樫ぐねが去年より1mも1m50cmも伸びてしまっているんです。この家の状況をみると、お父さんが亡くなっていて、なかなか樫ぐねまで手入れが入らないんですね。その北側に太陽光設備を設置して、その下でわらびを作るという話ですが、砂利だらけなんです。今日もここへ来る前に現地を確認してきました。全く、そういうのが営農型に入るのが、ちょっと不自然に思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。	
		議 長	はい。今、吉田委員から現場を見てきた感想からすると、これは営農型ではないんじゃないかという意見ですが、事務局どうですか。	
		事務局	はい。今回の計画変更につきましては、営農型太陽光施設の支柱、パネル等の価格が上がってしまって、農業委員会にかけた時よりも見積もり額が上がってしまって、資金計画が頓挫してしまったのでまだ施設が作れていないということです。申請者の方に確認しましたら、資材を見直しして価格を抑えたことで、支柱の本数が変わったとのことでした。そのことで今回、転用面積が変更になっております。太陽光発電に関しましては、今までの計画で問題なくできるだ	
		況		

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			ろうということになっておりまして、下部の営農につきましては、前回の申請の後、一度土の入れ替えをしています。砂利がやはり多かったので、その後砂利を取り除いて土の入れ替えをして、その状態であればワラビが作れるということで、知見のある方の意見として、下部の営農については問題がないという意見書がでておりますので、今回の申請については問題がないと事務局では判断しております。
		議 長	はい。吉田委員どうですか。
		吉田委員	私どもは今日、見てきたんですよ。私一人だけじゃなくて農業委員2人と、最適化推進委員2人で現場を見てきました。実際に歩いてみて、営農型であるのかどうか、事務局でもう一回確認をしていただきたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。とてもワラビを作れるという状態では全くないと思われまます。 以上です。
		議 長	そうしたら、今吉田委員からご指摘がありました意見については、これを営農型でやりたいっていう申請者について、砂利が取ってないってことなので、この辺を再確認していただいて、それができるのであれば許可相当というふうに思うのだけでも。その辺精査していただいてもらわないと困るんじゃないのかな。どうでしょう。
		事務局	はい。 今、吉田委員から指摘がありました、太陽光発電施設の下部を農地として活用できるのかということは、再度こちらの方で確認して、申請者の方にも確認してからの許可ということにいたしますので、よろしく願いします。
		議 長	ということは、それを前提とした許可、条件付きでいいですかってことですね。事務局の考えとしては。
		事務局	はい。
		議 長	吉田委員、よろしいですか。
		吉田委員	はい。いいですよ。
		議 長	他にご意見はございますか。 はい。木口委員。
		木口委員	吉田委員が言った通りで、ここは前にも家があつて、入って行く所にも家があるんですよ。細い道を入れていったところがここなんですよ。周りはクヌギでいっぱい。前に現地調査でここに行ったんですよ。ここと、ここに出ている他の土地は全部行ったのだけれど、他の場所は田んぼでちゃんとしているのだけれど、この場所だけは、やっぱりちょっと砂利だらけなので。意見としては、まあ、そういうわけです。
		議 長	木口委員を含めて吉田委員と同じ意見だということで。 そうしたら、その辺の現状を把握していただいて、地権者とも協議いただく。そういうことでいいかな。
		事務局	はい。
		議 長	木口委員、よろしいですか。
		木口委員	はい。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	本件については、そういうことで条件をつけて、再度整ったらOK、整わなければダメだよということで処理していきます。 他にご意見はありますか。 (委員より「なし」との声)
		議 長	他に意見がございませんので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は条件付きということで原案どおり決します。
進 行 状 況	議案第24号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の37ページ、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。引き続きまして、事務局よりご説明申し上げます。 議案書の37ページ及び別添総会議案資料5ページと合わせてご確認ください。議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。 【議案第24号について概要を説明】
		事務局	農地法第5条の許可申請につきましては以上15件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 なお、整理番号14番、15番につきましては、農地改良となりますので、指導委員を指名します。 農地利用最適化推進委員の田中島委員、並びに篠原委員、以上2名を指名します。よろしくお願いいたします。
	議案第25号 「農用地利用配分計画 (案)に対する意見に ついて」	議 長	次に、議案書の41ページ、議案第25号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 農業振興課の説明を求めます。
		農業振興課	はい。議案説明の前に、先ほど議案第20号「農用地利用集積計画の決定」の説明の際に、法改正により「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」が新たに「農用地集積等促進計画」に統合されるという説明がありました。本議案につきましても、令和5年

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進 行 状 況			<p>4月1日に改正法が施行されましたが、経過措置が設けられています。「農用地利用配分計画」の経過措置につきましては、令和5年3月までに作成された「農用地利用配分計画(原案)」が対象となっております。深谷市においては、令和5年3月までに作成された「農用地利用配分計画(原案)」に基づく「農用地利用配分計画(案)」は本議案が最後となります。今後、農地中間管理事業における農地中間管理機構と借受者の農地貸借につきましては「農用地集積等促進計画」となります。なお、委員の皆様にご審議いただく内容につきましては、これまでの「農用地利用配分計画」と特段の変更はございません。</p> <p>それでは、議案説明に移らせていただきます。議案書41ページ議案第25号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」説明させていただきます。</p> <p>【議案第25号について概要を説明】</p> <p>以上、「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の説明となります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。</p>
	<p>議案第26号 「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見について」</p>		<p>議 長 次に議案書の42ページ、議案第26号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課の説明を求めます。</p> <p>農業振興課 はい。それでは、議案第26号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見について」を、農業振興課よりご説明いたします。</p> <p>【議案第26号について概要を説明】</p> <p>以上、議案第26号の説明となります。 農用地利用変更計画の変更も27号計画の変更も農業委員会の意見を聞くこととされているため、議案を提出するものであります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。
		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和5年第4回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年4月28日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 石川 野理子

署名委員 木口 正彦